平成２８年（フ）第８１号
宮崎県延岡市幸町２丁目47番地　中山アパート　101
破産者　富山　好子
1　決定年月日　平成28年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第９４号
宮崎県宮崎市祇園４丁目85　あうん祇園201、住民票上の住所宮崎県日向市大字財光寺463番地８
破産者　甲斐　祥子
1　決定年月日　平成28年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第６３号
鹿児島県肝属郡肝付町宮下786番地
破産者　久保田真寿子
1　決定年月日　平成28年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１１３号
茨城県つくば市竹園２丁目14番地19
破産者　鯉渕　武彦
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１７７号
茨城県つくば市竹園２丁目14番地19
破産者　鯉渕キミ子
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第２７４号
徳島県吉野川市鴨島町牛島1123番地８
破産者　木元　幸子
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２９号
北海道札幌市北区屯田６条１丁目５－19
破産者　寺下　隆通
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４７４号
神奈川県中郡大磯町国府本郷1376番地11、破産手続開始決定時の住所神奈川県中郡二宮町緑が丘３丁目14番地の７
破産者　加藤　　清
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１３８号
石川県河北郡津幡町字大坪に１番地３
破産者　山下　邦夫
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７号
岐阜県海津市南濃町戸田909番地１
破産者　伊藤　　勝
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第３３０号
神戸市中央区上筒井通７丁目４番19―303号
破産者　鈴江　延嘉
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３０号
（開始決定時の住所）北海道旭川市東光13条８丁目２番４号
破産者　米澤　恭太
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０１号
北海道帯広市西20条南４丁目46番８号、開始決定時の住所北海道帯広市白樺16条西19丁目７番地１
破産者　林　　博美
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１０２号
北海道帯広市西20条南４丁目46番８号、開始決定時の住所北海道帯広市白樺16条西19丁目７番地１
破産者　林　左悦子
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第８５号
相模原市南区南台５丁目11番19―2707号
破産者　稲生　純治
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第９３号
岐阜県揖斐郡大野町大字稲富2283番地１
破産者　林　　寛
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第８３号
愛媛県東温市横河原930番地37　モリジェラートⅡ202号
破産者　石井　幹夫
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部